| | | |
|---|---|---|
| 第六条第一項、第七条第二項、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項、第十三条第二項並びに第十四条第四項 | 処分通知等 | |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和六年六月一日から施行する。

（戸籍法施行規則の一部改正）

**第二条**　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の九の二の次に次の一条を加える。

第七十九条の九の三　戸籍事務には、法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）は適用しない。